

【別表】

復興産業集積区域において適用できる緑地面積率等の基準の特例

1 基準の特例が適用される復興産業集積区域がある市町村

市町村名	「4復興産業集積区域の区域」に示す区域番号
北茨城市	2-5, 2-6, 2-7, 2-8
ひたちなか市	3-1 (ひたちなか市域に限る。), 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-8, 3-9
大洗町	6-1, 6-2, 6-3
日立市	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16
鹿嶋市	4-2, 5-6 (鹿嶋市域に限る)
高萩市	10-1, 10-2, 10-3
潮来市	12-3
銚田市	15-1, 15-2, 15-3
茨城町	17-1, 17-2

2 基準(案)の概要

工場立地法の目的を踏まえつつ、復興産業集積区域及び周辺の自然的社会的条件を総合的に勘案し、条例で、緑地面積率等の下限を定めることができる。